

## 新旧对照表

設計業務共通仕様書  
第 1 編 共通編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1110条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し</u>、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>第1113条 資料の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。<u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p> <p><b>第2章 設計業務等一般</b></p> <p><b>第1211条 設計業務の成果</b></p> <p>(5) 概算工事費  <u>受注者は、概算工事費を算定する場合には</u>、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1110条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し</u>、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>監督職員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、<u>直ちに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、<u>発注者に提示</u>しなければならない。</p> <p><b>第1113条 資料の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p><b>第2章 設計業務等一般</b></p> <p><b>第1211条 設計業務の成果</b></p> <p>(5) 概算工事費  <u>概算工事費は</u>、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
（参考）主要技術基準及び参考図書 R元.10 現在				（参考）主要技術基準及び参考図書 H29.10 現在			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔1〕 共 通</b>				<b>〔1〕 共 通</b>			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21. 2	2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成29年改訂版-	国土交通省大臣官房技術調査課	H29. 3	5	土木工事安全施工技術指針 -平成29年改訂版-	国土交通省大臣官房技術調査課	H29. 3
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13. 12	6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5. 2	7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3
11	山口県土木工事共通仕様書	山口県	R01. 10	11	山口県土木工事共通仕様書	山口県	H28. 4
12	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3	12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11	13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11
14	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	山口県	H29. 3	14	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	山口県	H29. 3
15	山口県公共測量作業規定	山口県	H25. 10	15	山口県公共測量作業規定	山口県	H25. 10
16	公共測量 作業規定の準則 <u>基準点測量記載要領</u>	国土交通省	H29. 4	16	公共測量 作業規定の準則	国土交通省	H25. 3
17	公共測量 作業規定の準則 解説と運用( <u>地形測量及び写真測量編</u> )( <u>基準点測量編</u> 、 <u>応用測量編</u> )	日本測量協会	H28. 3	17	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H24. 10
				18	公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版)	日本測量協会	H26. 7
18	測量成果電子納品要領	山口県	H29. 3	19	測量成果電子納品要領	山口県	H29. 3
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	20	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
20	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	21	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5	22	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
22	電子納品に関する手引き【業務委託編】	山口県	H29.3	23	電子納品に関する手引き【業務委託編】	山口県	H29.3
23	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3	24	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3
24	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3	25	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3
25	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H28.12	26	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H28.12
26	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	27	2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3
27	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10	28	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10
28	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10	29	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
29	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連基準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11	30	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連基準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11
30	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	31	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10
31	2018年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	32	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3
32	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	33	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
33	コンクリート構造物品質確保ガイド2017	山口県	H29.4	34	コンクリート構造物品質確保ガイド2017	山口県	H29.4
34	土木設計業務等の電子納品要領	山口県	H29.3	35	土木設計業務等の電子納品要領	山口県	H29.3
35	CAD 製図基準	山口県	H29.3	36	CAD 製図基準	山口県	H29.3
36	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	山口県	H29.3	37	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	山口県	H29.3
37	デジタル写真管理情報基準	山口県	H29.3	38	デジタル写真管理情報基準	山口県	H29.3
38	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	39	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
39	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	40	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
40	2016年制定 トンネル標準示方書【共通編】・同解説 【山岳工法編】・同解説	土木学会	H28.8	41	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7
41	2016年制定 トンネル標準示方書【共通編】・同解説 【シールド工法編】・同解説	土木学会	H28.8	42	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18.7
42	2016年制定 トンネル標準示方書【共通編】・同解説 【開削工法編】・同解説	土木学会	H28.8	43	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7
43	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	44	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	45	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
45	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13.7	46	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13.7
46	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12	47	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12
47	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	48	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
48	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	49	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	50	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
50	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	51	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9
51	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	52	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
52	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	53	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
53	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	54	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
54	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6	55	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6
55	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	56	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
56	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	57	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
57	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	58	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
58	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	59	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
59	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5	60	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
60	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16.9	61	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16.9
61	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8	62	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8
62	日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3	63	日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3
63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	64	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2
64	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11	65	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11
65	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11	66	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
66	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	67	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
67	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3	68	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3
68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4	69	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10
69	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	70	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
70	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	71	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
71	地すべり防止対策技術指針及び同解説	国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所	H20.4	72	地すべり防止対策技術指針及び同解説	国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所	H20.4
72	「猛禽類保護の進め方[改訂版]-特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて」	日本鳥類保護連盟	H24.12	73	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
73	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3	74	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境庁	H11.6	75	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境庁	H11.6

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
75	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4	76	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
76	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局	H29.3	77	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10
77	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	78	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
78	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4	79	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4
79	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	H28.4	80	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
80	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	H28.4	81	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
81	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	H26.4	82	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
82	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	H26.4	83	撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)製品仕様書(案)	国土地理院	H26.4
83	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	H26.4	84	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
84	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	H26.4	85	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
85	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	H26.4	86	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
86	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10				
87	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5	87	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5
88	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7	88	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7
89	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	89	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
90	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	H27.7	90	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	H27.7
91	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6	91	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
92	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4	92	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
93	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4	93	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4
94	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6	94	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
95	山口県公共事業景観形成ガイドライン	山口県	H19.3	95	山口県公共事業景観形成ガイドライン	山口県	H19.3
96	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	最新版	96	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	最新版
97	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	最新版	97	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	最新版
98	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3	98	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3
99	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式定着工法技術検討委員会	H28.7	99	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式定着工法技術検討委員会	H28.7
100	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3				
101	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3				

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
102	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3				
103	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4				
104	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12				
105	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10				
106	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6				
107	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6				
108	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1				
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係				〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源池環境整備センター	H12.12	2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源池環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
5	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4	5	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4
6	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16.3				
7	国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編	日本河川協会	H17.11	6	国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編	日本河川協会	H17.11
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9.5				
9	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10	7	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3	8	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3	9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
12	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3	10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3
13	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	11	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
14	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9	12	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9
15	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	13	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
16	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.3	14	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9
17	数字で見る港湾2017	日本港湾協会	H29.7	15	数字で見る港湾2017	日本港湾協会	H29
18	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会		16	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会	
	・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19.9		・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19.9
	・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説-		H19.6		・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説-		H19.6
	・FRP(M)水圧管編		H22.4		・FRP(M)水圧管編		H22.4
19	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	17	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
20	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	18	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
21	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	19	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3
22	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10	20	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
23	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	21	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
24	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	22	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
25	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	23	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
26	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	24	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
27	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	25	揚排水ポンプ設備技術基準(案)	国土交通省	H26.3
28	揚排水ポンプ設備技術基準・同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	26	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2
29	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6	27	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6
30	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	28	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
31	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	29	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
32	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12	30	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
33	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	31	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
34	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	32	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
35	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	33	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
36	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11	34	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
37	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	35	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
38	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	36	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28. 1	37	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28. 1
40	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28. 1	38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28. 1
41	河川関係法令規集(加除式)	第1法規	—	39	河川関係法令規集(加除式)	第1法規	—
42	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11	40	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11
43	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	41	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
44	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会	H28. 3	42	漁港・漁場の施設の設計の手引き2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15. 10
45	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3	43	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3
46	砂防関係法令規集	全国治水砂防協会	毎年発行	44	砂防関係法令規集	全国治水砂防協会	毎年発行
47	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2	45	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
48	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9	46	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
49	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5. 6	47	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5. 6
50	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5. 10	48	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5. 10
51	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11	49	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11
52	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11	50	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8. 11
53	土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－	全日本建設技術協会	H14. 1	51	土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－	全日本建設技術協会	H14. 1
54	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12	52	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
55	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3	53	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1	54	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
57	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3	55	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
58	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4	56	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4
				57	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62. 6
59	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
60	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナービーチ協会	H17. 10	59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナービーチ協会	H17. 10
61	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3. 3	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3. 3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
62	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1	61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
63	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11	62	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
64	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H25. 11	63	漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版	全国漁港協会	H8. 9
65	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8	64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
66	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9	65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9
67	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1	66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1
68	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10	67	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H27. 3	68	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H27. 3
70	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7	69	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
71	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術セン ター	H21. 9	70	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術セン ター	H21. 9
72	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4	71	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
73	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5	72	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
74	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術 指針-	全国治水砂防協会	H19. 9	73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術 指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
75	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4	74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
76	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3. 6	75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3. 6
77	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6	76	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6
78	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7	77	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7
79	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7	78	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
80	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3	79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3
81	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	80	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
82	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4	81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4
83	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載 荷試験法-	土木学会	H12. 12	82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載 荷試験法-	土木学会	H12. 12
84	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H3. 11	83	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H3. 11
85	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
86	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10	85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
88	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	87	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
89	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	H18.1	88	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	H18.1
90	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	89	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3
91	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8	90	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
92	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	91	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
93	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	92	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
94	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10	93	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
95	台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6	94	台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
96	改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2	95	改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
97	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7	96	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
98	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3	97	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
99	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9	98	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
100	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5	99	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
101	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7	100	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7
102	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1	101	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1
103	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4	102	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4
104	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	103	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
105	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	104	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
106	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10	105	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
107	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6	106	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
108	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3	107	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17.6
109	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	108	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
110	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1	109	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1
111	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3	110	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
112	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6	111	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6
113	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10	112	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
114	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5	113	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
115	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4	114	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
116	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3	115	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3
117	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6	116	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
118	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3	117	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3
119	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	118	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
120	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	119	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
121	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	120	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
122	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	H11.8	121	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H11.8
123	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6	122	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6
124	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27.2	123	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27.2
125	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6	124	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6
126	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7	125	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
127	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4	126	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
128	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4	127	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
129	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3	128	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
130	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1	129	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
131	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2	130	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
132	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4	131	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
133	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1	132	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
134	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所		133	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
135	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1	134	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
136	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12	135	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
137	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11	136	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
138	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7	137	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
139	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	138	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H23.10
140	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2	139	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
141	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3	140	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
142	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4	141	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
143	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9	142	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
144	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11	143	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
145	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H26.9	144	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H26.9
146	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12.11	145	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12.11
147	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4	146	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4
148	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3	147	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
149	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2	148	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
150	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6	149	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
151	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3	150	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
152	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3				
153	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29.3				
154	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3				
155	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3				
156	水文観測	全日本建設技術協会	H14				
157	絵で見る水文観測	中部建設協会	H13.9				
158	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6				
159	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3				
160	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28.3				
161	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3				
<b>〔3〕 道路関係</b>				<b>〔3〕 道路関係</b>			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9	1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧<1992版>	道路環境研究所	H4.9	2	道路環境影響評価要覧<1992版>	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3	4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23.8	5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23.9
6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省)	国土交通省	-	6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省)	国土交通省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2	7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10	8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道協会	S60.3	9	自転車道必携	自転車道協会	S60.3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6	10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
11	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12	11	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
12	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	12	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9	13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2	14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research board	2010	15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 7	16	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 7
17	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19. 10	17	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19. 10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1	18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12	19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6	20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 3
21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3	21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6	22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6	23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
24	道路土工一盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4	24	道路土工一盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4
25	道路土工一軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8	25	道路土工一軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8
26	道路土工一仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3	26	道路土工一仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
27	道路土工一擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7	27	道路土工一擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7
28	道路土工一カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3	28	道路土工一カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26. 8	29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26. 8
30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26. 8	30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26. 8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25. 12	31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25. 12
32	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9	32	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3	33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3	34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3	35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3	36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3	37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10	38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	日本道路協会	H29. 11				
40	道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29. 11	39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H24. 3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
41	道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11	40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H29.11	41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24.3
43	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H29.11	42	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H24.3
44	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3
45	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8
46	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4	45	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4
47	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1
48	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	47	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4
49	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	48	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4
50	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
51	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4	50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4
52	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
53	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2	52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2
54	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1
55	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10	54	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
56	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4	55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4
57	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5	56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5
58	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	57	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
59	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4	58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4
60	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3	59	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3
61	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日本道路協会	H2.6	60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日本道路協会	H2.6
62	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5	61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5
63	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	62	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
64	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7	63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7
65	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	64	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
66	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2	65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
67	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	66	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
68	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1	67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
69	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会	H24.6	68	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4
70	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3
71	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7
72	橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧	日本道路協会	S52.7	71	橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧	日本道路協会	S52.7
	橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧		S56.6		橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧		S56.6
	橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート		H4.5		橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート		H4.5
73	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	72	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10
74	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	73	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
75	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10	74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
				75	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11
76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6
77	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11	77	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
79	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	79	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
80	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	80	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
82	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2	82	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
83	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11	83	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11
84	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11	84	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11
85	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	85	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
86	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	86	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
87	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	87	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
88	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	88	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
89	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11	89	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
90	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	90	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
91	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	91	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
				92	高炉スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.6
92	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.7	93	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.7
93	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	H27.3	94	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S60.9
94	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	95	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3
95	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	96	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H24.7
96	構内舗装・排水設計基準及び参考資料 平成27年版	国土交通省	H27.3	97	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成27年版	国土交通省	H27.3
97	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	98	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
98	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1	99	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1
99	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11	100	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
100	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4				
101	舗装性能評価法－必須に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20.3				
102	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	101	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
103	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	102	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H19.6
104	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9	103	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
105	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	104	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3
106	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1	105	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1
107	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6	106	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6
108	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3	107	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
109	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	108	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3
110	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	109	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
111	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	110	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
112	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	111	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
113	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	112	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
114	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	113	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
115	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.12	114	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.12
116	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	115	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
117	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1	116	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1
118	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	117	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
119	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10	118	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
120	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3	119	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3
121	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3	120	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3
122	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12	121	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
123	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	122	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
124	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会	H25.2	123	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会	H25.2
125	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25	124	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25
126	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11	125	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
127	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	126	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
128	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29.11	127	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.7
129	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11				
130	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6	128	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6
131	路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	129	路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
132	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8	130	道路防災総点検要領[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H8.8
133	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8	131	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8
134	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12	132	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
135	道路防災点検の手引き[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9	133	道路防災点検の手引き[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H19.9
136	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3	134	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
137	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H31.1	135	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H26.6

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
138	山口県橋梁点検要領(案)	山口県	—	136	山口県橋梁点検要領(案)	山口県	—
139	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・防災課・技術課	H30.6				
140	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課・技術課	H29.3				
141	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課・技術課	H31.1				
142	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課・技術課	H31.3				
143	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9				
144	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H28.12	137	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
145	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3
146	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7	139	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7
147	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7	140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
148	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3	141	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
149	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4	142	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4
150	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局警察庁交通局	H28.7	143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局警察庁交通局	H28.7
<b>〔4〕 下水道関係</b>				<b>〔4〕 下水道関係</b>			
1	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21	1	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21
2	下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編)	日本下水道協会	H26.9	2	下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編)	日本下水道協会	H26.9
3	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会	H16	3	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会	H16
4	下水道管路施設設計の手引	日本下水道協会	H3	4	下水道管路施設設計の手引	日本下水道協会	H3
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26	5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26
6	下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー	日本下水道協会	H27	6	下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー	日本下水道協会	H27
7	下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー	日本下水道協会	H27	7	下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー	日本下水道協会	H27
8	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22	8	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22
9	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	日本下水道協会	H11	9	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	日本下水道協会	H11
10	委託者の下水道構造標準図	—	—	10	委託者の下水道構造標準図	—	—
11	委託者の道路埋設標準定規	—	—	11	委託者の道路埋設標準定規	—	—
12	流域別下水道整備総合計画調査指針と解説	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H27	12	流域別下水道整備総合計画調査指針と解説	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H27

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
13	下水道事業の手引	㈱日本水道新聞社	毎年発行	13	下水道事業の手引	㈱日本水道新聞社	毎年発行
14	持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル	国土交通省、農林水産省、環境省	H26.1	14	持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル	国土交通省、農林水産省、環境省	H26.1
15	効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H20.3	15	効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H20.3
16	下水道の地震対策マニュアル	日本下水道協会	H26	16	下水道の地震対策マニュアル	日本下水道協会	H26
17	下水道管路腐食対策の手引き(案)	日本下水道協会	H14	17	下水道管路腐食対策の手引き(案)	日本下水道協会	H14
18	下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H18.3	18	下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H18.3
19	ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H25.9	19	ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H25.9
<b>〔5〕 電気・機械・設備等</b>				<b>〔5〕 電気・機械・設備等</b>			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省 原子力安全・保安院	H28.9	2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省 原子力安全・保安院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H28.10	3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	H30.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成28年版	国土交通省	H29.3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30.9	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	建設電気技術協会	H25.11
6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30.3	6	建築設備設計基準 平成27年版	国土交通省	H27.3
7	公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3
8	公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3				
9	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	8	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.6
10	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	9	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	12	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3	13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9	15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H26.3
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11	16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H26.3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

新（令和元年10月改定版）				旧（平成29年10月版）			
18	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	<a href="#">H30.1</a>	17	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	<a href="#">H26.3</a>
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H18.11	18	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H18.11
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18.11	19	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18.11
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22.3	20	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22.3
22	<a href="#">機械工事共通仕様書（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H29.3</a>				
23	<a href="#">機械工事管理基準（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H29.3</a>				
24	<a href="#">河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27.3</a>				
25	<a href="#">河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H27.3</a>				
26	<a href="#">ダム用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H30.3</a>				
27	<a href="#">道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">H28.3</a>				

注意：最新版を使用するものとする。

設計業務共通仕様書  
第3編 海岸編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第3編 海岸編』

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第1章 海岸構造物設計</b></p> <p><b>第4節 突堤設計</b></p> <p><b>第3109条 突堤予備設計</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤</li> </ul> </li> <li>・その他の条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件</li> </ul> </li> </ul> <p>2) 突堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、方向及び構造の組合せにより評価するものとする。突堤群として機能させる場合には設置間隔を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、浜幅が所定の幅を満たしていることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。</p> <p>3) 突堤は、波力及び土圧の作用並びに洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。</p> <p>4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p><b>第1章 海岸構造物設計</b></p> <p><b>第4節 突堤設計</b></p> <p><b>第3109条 突堤予備設計</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤</li> </ul> </li> <li>・その他の条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件</li> </ul> </li> </ul> <p>2) 突堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、方向及び構造の組合せにより評価するものとする。突堤群として機能させる場合には設置間隔を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、浜幅が所定の幅を満たしていることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。</p> <p>3) 突堤は、波力及び土圧の作用並びに洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。</p> <p>4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。 <b>最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。</b></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第3編 海岸編』

新（令和元年10月改定版）

旧（平成29年10月版）

表3.1.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種 類										摘 要
				堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	リーフ	潜堤・人工消波堤	堤	津波防波	砂浜	付帯設備	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500 ～1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		平面図	1:500～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～ 1:100 H=1:200 ～1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:50～1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体構造詳細図	1:20～1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		基礎工詳細図	1:20～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20～1:100	○	○	○				○		○		
		配筋図	1:50～1:200	○	○	○				○		○		
		土工図	1:100～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仮設構造物詳細図	1:50～1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理		
	構造検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工		

表3.1.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種 類										摘 要
				堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	リーフ	潜堤・人工消波堤	堤	津波防波	砂浜	付帯設備	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500 ～1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		平面図	1:500～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		縦断面図	V=1:50～ 1:100 H=1:200 ～1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		横断面図	1:50～1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		本体構造詳細図	1:20～1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		基礎工詳細図	1:20～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		付帯工詳細図	1:20～1:100	○	○	○				○		○		
		配筋図	1:50～1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		土工図	1:100～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	仮設構造物詳細図	1:50～1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理		
	構造検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工		

設計業務共通仕様書  
第6編 道路編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第2章 交通現況調査</b></p> <p><b>第6203条 単路部交通量調査</b></p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、<u>設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」</u>（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	<p><b>第2章 交通現況調査</b></p> <p><b>第6203条 単路部交通量調査</b></p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、<u>監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」</u>（国土交通省）に準ずるものとする。</p>

# 測量業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第112条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>第115条 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第112条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p> <p><b>第115条 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>

# 地質・土質調査業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第111条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>第114条 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。<u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p> <p><b>第118条 成果品の提出</b></p> <p>5. <u>受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第111条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し</u>、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>監督職員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、<u>登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示</u>しなければならない。</p> <p><b>第114条 資料等の貸与及び返却</b></p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p><b>第118条 成果品の提出</b></p> <p>（新規）</p>

# 発注者支援業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成29年10月版）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1008条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・<b>訂正</b>時に業務実績情報として<b>作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、</b>受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<b>訂正時は適宜、</b>登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、<b>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。</b>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<b>登録申請</b>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<b>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、</b>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1008条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<b>作成し、監督職員に確認を受けたうえ、</b>受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から15日（休日等を除く）以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、<b>登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。</b>なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<b>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示</b>しなければならない。</p>

# 用地調査等共通仕様書

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、<u>契約担当者をいう。（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）</u></p> <p>二 「受注者」とは、<u>用地調査等業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>五 「監督職員」とは、<u>契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</u></p> <p>六 「総括監督員」とは、<u>統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p>七 「主任監督員」とは、<u>主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p>八 「監督員」とは、<u>一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>三 「監督職員」とは、<u>受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した職員をいう。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p>	
<p>九 「検査職員」とは、<u>用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査当たって契約書第30条第2項に基づき検査を行う職員をいう。</u></p>	<p>四 「検査職員」とは、<u>発注者の命を受け用地調査等の成果品の完了検査において検査を行う職員をいう。</u></p>
<p>十 「管理技術者」とは、<u>契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p>	<p>五 「主任技術者」とは、<u>この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</u></p>
<p>十一 「照査技術者」とは、<u>成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十二 「契約書」とは、<u>別冊業務委託契約書をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十三 「仕様書等」とは、<u>仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十四 「図面」とは、<u>入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十五 「数量総括表」とは、<u>用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十六 「現場説明書」とは、<u>用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十七 「質問回答書」とは、<u>現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>十八 「指示」とは、<u>監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。</u></p>	<p>六 「指示」とは、<u>発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</u></p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>十九 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	<p>八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</p>
<p><u>二十一 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</u></p>	<p>七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取扱い等について合議することをいう。</p>
<p><u>二十三 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十六 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十八 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十九 「基準」とは、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>三十 「運用方針」とは、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準の運用方針をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(基本的処理方針)</p>	<p>(基本的処理方針)</p>
<p>第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準及び運用方針</p>	<p>第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書及び山口県の施行す</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p><u>（監督職員）</u></p> <p><u>第4条 監督職員は、契約書に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。</u></p> <p><u>（管理技術者）</u></p> <p><u>第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理技術者は、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</u></p> <p><u>4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品</u></p>	<p>る公共事業に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）及びその運用方針（以下「基準運用方針」という。）等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>について十分な検証（受注者が業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>7 管理技術者は、仕様書等に基づき、用地調査等業務に関する技術上の管理を行うものとする。</u></p> <p><u>（照査技術者）</u></p> <p><u>第6条 受注者は、仕様書等の定めにより用地調査等業務における照査技術者を定める場合は、発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、業務の節目毎に成果及び成果品の内容について照査技術者による照査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 照査技術者は、山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領に定める要件を満たす者でなければならない。</u></p> <p><u>4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p><u>6 照査技術者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u></p> <p><u>（業務従事者）</u></p> <p><u>第7条 受注者は、<u>管理技術者</u>の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</u></p> <p><u>2 業務従事者は、仕様書等に基づき、適切に業務を実施しなければならない。</u></p>	<p></p> <p>（新規）</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第5条 受注者は、<u>主任技術者</u>の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>（再委託）</u></p> <p><u>第8条 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</u></p> <p><u>2 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p><u>3 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等の基本的処理方法</b> <b>第1節 用地調査等の実施手続き</b></p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届け出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければいけない。</p> <p>また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>（新規）</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等の基本的処理方法</b> <b>第1節 用地調査等の実施手続き</b></p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届け出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければいけない。</p> <p>また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
(削除)	五 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
(削除)	六 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。
(削除)	七 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
(削除)	八 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認められたときにはこの限りでない。
(削除)	九 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。
<u>（業務の着手）</u>	
<u>第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</u>	(新規)
<u>（書類提出）</u>	
<u>第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</u>	(新規)
2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様	

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。</u></p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</u></p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>（打合せ等）</u></p> <p><u>第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</u></p> <p><u>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監</u></p>	<p>(新規)</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努めるものとする。</u></p> <p><u>※「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>（作業計画の策定）</p> <p>第<u>15</u>条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に契約締結後<u>14</u>日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>一 業務概要</u></p> <p><u>二 実施方針</u></p> <p><u>三 業務工程</u></p> <p><u>四 業務組織計画</u></p> <p><u>五 打合せ計画</u></p> <p><u>六 成果品の品質を確保するための計画</u></p> <p><u>七 成果品の内容、部数</u></p> <p><u>八 使用する主な図書及び基準</u></p> <p><u>九 連絡体制（緊急時を含む。）</u></p> <p><u>十 使用する主な機器</u></p> <p><u>十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画</u></p> <p><u>十二 その他</u></p> <p><u>3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、第1項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</u></p>	<p>（作業計画の策定）</p> <p>第<u>8</u>条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に契約締結後<u>7</u>日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p><u>2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</u></p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>（監督職員の指示等）</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、<u>管理技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、<u>管理技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員と協議するものとする。</p>	<p>（監督職員の指示等）</p> <p>第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、<u>主任技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、<u>主任技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員と協議するものとする。</p>
<p>（監督職員への進捗状況の報告）</p> <p>第22条 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の進捗状況の報告に<u>管理技術者</u>を立ち合わせるものとする。</p>	<p>（監督職員への進捗状況の報告）</p> <p>第15条 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の進捗状況の報告に<u>主任技術者</u>を立ち合わせるものとする。</p>
<p>（成果品の一部提出等）</p> <p>第23条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは<u>管理技術者</u>を立ち合わせるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等のうち委託者が精度監理を必要と認めたものについて、監督職員の指示により第24条の成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。</p>	<p>（成果品の一部提出等）</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは<u>主任技術者</u>を立ち合わせるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等のうち委託者が精度監理を必要と認めたものについて、監督職員の指示により第17条の成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。</p>
<p>（検査）</p> <p>第25条 受注者は、検査に<u>管理技術者及び監督員の求めに応じて照査技術者</u>を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に</p>	<p>（検査）</p> <p>第18条 受注者は、検査に<u>主任技術者</u>を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>速やかに従うものとする。</p> <p><u>（修補）</u></p> <p><u>第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</u></p> <p><u>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</u></p> <p><u>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（条件変更等）</u></p> <p><u>第27条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</u></p> <p><u>2 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、業務打合せ簿によるものとする。</u></p> <p><u>（守秘義務）</u></p> <p><u>第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p><u>二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければな</u></p>	<p></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>らない。</u></p> <p><u>三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。</u></p> <p><u>五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。</u></p> <p><u>六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p>	
<p><u>（個人情報の取扱い）</u></p> <p><u>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p><u>（安全等の確保）</u></p> <p><u>第31条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、</u></p>	<p>（新規）</p>



『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）</u></p> <p><u>第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。</u></p> <p><u>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p><u>（保険加入の義務）</u></p> <p><u>第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 予備調査</b> <b>第1節 調査</b></p> <p>（予備調査）</p> <p><u>第112条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</u></p>	<p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 予備調査</b> <b>第1節 調査</b></p> <p>（予備調査）</p> <p>第97条 予備調査とは、大規模工場等の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>（企業内容等の調査）</p> <p>第113条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 <u>所在地、名称</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織<u>及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>四 <u>財務状況</u></p> <p>五 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>六 <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>七 <u>移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容</u></p> <p>八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p>	<p>（企業内容等の調査）</p> <p>第98条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 <u>名称、所在地</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織</p> <p>四 <u>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>五 <u>財務状況</u></p> <p>六 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>七 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</u></p> <p>八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p>
<p>（敷地使用実態の調査）</p> <p>第114条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延面積、建築年月及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>（2）駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u></p> <p>（3）原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>（4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 前条第六号の製品等の製造<u>（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>と建</p>	<p>（敷地使用実態の調査）</p> <p>第99条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延面積、建築年月及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>（2）駐車場の位置及び収容可能台数</p> <p>（3）原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>（4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 前条第七号の製品等の製造、<u>加工又は販売等の工程</u>と建物等の配置との関係</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>物等の配置との関係</p> <p>六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>（建物調査）</p> <p>第115条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第71条から第73条に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>（機械設備等調査）</p> <p>第116条 予備調査に係る<u>機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）</u>の調査は、<u>第113条及び第114条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第85条から第87条までに準ずる方法により</u>行うものとする。</p> <p><u>2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</u></p>	<p>六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>（建物調査）</p> <p>第100条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第56条から第58条に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度</u>に行うものとする。</p> <p>2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>（機械設備等調査）</p> <p>第101条 予備調査に係る<u>機械設備、生産設備及び附帯工作物</u>の調査は、<u>前条に準じて</u>行うものとする。</p> <p>（新規）</p> <p><b>2</b> 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 調査書の作成</b></p> <p>（配置図）</p> <p>第118条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 調査書の作成</b></p> <p>（配置図）</p> <p>第103条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>備調査の対象とした範囲について、第114条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。</p> <p>四 用地取得線の位置（残地がある場合。）</p> <p>（移転計画案の作成）</p> <p>第120条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第113条から第116条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準第11第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転計画案検討概要書（別記第32号様式の1）</p> <p>七 移転工法案の比較表（別記第33号様式）</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要書（検討資料）（別記第21号様式の1、別記第21号様式の2）</p>	<p>備調査の対象とした範囲について、第99条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</p> <p>四 用地取得線の位置（残地がある場合。）</p> <p>（移転計画案の作成）</p> <p>第105条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第98条から第101条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準第11第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画</p> <p>二 建物、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転計画案検討概要書（別記第32号様式の1）</p> <p>七 移転工法案の比較表（別記第33号様式）</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第104条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要書（検討資料）（別記第21号様式の1、別記第21号様式の2）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>二 面積比較表（別記第21号様式の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（別記第32号様式の2）</p>	<p>二 面積比較表（別記第21号様式の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（別記第32号様式の2）</p>
<p><b>第10章 移転工法案の検討</b></p>	<p><b>第10章 移転工法案の検討</b></p>
<p><b>第1節 調 査</b></p>	<p><b>第1節 調 査</b></p>
<p>（移転工法案の検討）</p>	<p>（移転工法案の検討）</p>
<p>第122条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の<u>取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法</u>を検討することをいう。</p>	<p>第107条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の<u>一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案</u>を検討することをいう。</p>
<p>（企業内容等の調査）</p>	<p>（企業内容等の調査）</p>
<p>第123条 大規模工場等の企業内容等の調査は、<u>移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第117条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>所在地、名称</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の<u>主な</u>品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織<u>及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>四 <u>財務状況</u></p> <p>五 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>六 <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>七 <u>移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容</u></p> <p>八 その他移転工法案の検討に必要なと認める事項</p>	<p>第108条 大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第102条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>名称、所在地</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織</p> <p>四 <u>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>五 <u>財務状況</u></p> <p>六 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>七 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</u></p> <p>八 その他移転工法案の検討に必要なと認める事項</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>（敷地使用実態の調査）</p> <p>第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、<u>移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延床面積、建築年月日及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>（2）駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u></p> <p>（3）原材料、製品等の置き場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>（4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 <u>次のいずれかにおける</u>建物等の配置との関係</p> <p><u>（1）前条第6号製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p><u>（2）第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p><u>（3）第104条第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p>	<p>（敷地使用実態の調査）</p> <p>第109条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第99条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延床面積、建築年月日及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>（2）駐車場の位置及び収容可能台数</p> <p>（3）原材料、製品等の置き場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>（4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 <u>前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>建物等の配置との関係</p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p>
<p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p> <p>（配置図）</p> <p>第125条の2 <u>移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p> <p>（新規）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</u></p> <p><u>一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</u></p> <p><u>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</u></p> <p><u>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。</u></p> <p>（移転工法案の作成）</p> <p>第126条 大規模工場等の移転工法案は第69条から第77条まで、第79条、第123条及び第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。</p> <p>この場合において、残地が建物等の移転先地として基準運用方針第11第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転計画案検討概要書（別記第32号様式の1）</p> <p>七 移転工法案の比較表（別記第33号様式）</p> <p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要書（別記第21号様式の1）</p> <p>二 面積比較表（別記第21号様式の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（別記第32号様式の2）</p>	<p>（移転工法案の作成）</p> <p>第111条 大規模工場等の移転工法案は第54条から第62条まで、第64条、第108条及び第109条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。</p> <p>この場合において、残地が建物等の移転先地として基準運用方針第11第1(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転計画案検討概要書（別記第32号様式の1）</p> <p>七 移転工法案の比較表（別記第33号様式）</p> <p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要書（別記第21号様式の1）</p> <p>二 面積比較表（別記第21号様式の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（別記第32号様式の2）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p style="text-align: center;"><b>第13章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p>（事業認定申請図書等の作成）</p> <p>第137条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ul> <p>2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、<u>法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>相談用資料作成</u> <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</u></li> <li>二 <u>申請図書作成</u> <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの</u></li> </ul> <p>3 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>（<u>相談用資料の作成方法</u>）</p> <p>第142条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものと<u>し、以下の事項について作成するものとする。</u>この場合において</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p>（事業認定申請図書の作成）</p> <p>第122条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ul> <p>2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、<u>法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいう。</u></p> <p>3 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>（<u>事前審査用資料の作成方法</u>）</p> <p>第127条 <u>発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請書の事前審査用資料</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>て、事前審査に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</p> <p><u>一 事業認定申請書（案）</u></p> <p><u>二 事業計画書</u></p> <p><u>三 関連事業に関する協議書（案）</u></p> <p><u>四 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）</u></p> <p><u>五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）</u></p> <p><u>六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）</u></p> <p><u>七 その他必要な書面等</u></p> <p>（相談用資料の添付図面の作成方法）</p> <p><u>第143条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第141条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。</u></p> <p><u>一 起業地表示図</u></p> <p><u>二 法第4条地表示図</u></p> <p><u>三 関連事業表示図</u></p> <p><u>四 法第4条地管理者意見照会添付図</u></p> <p><u>五 起業地計画図等</u></p> <p><u>六 法令制限地表示図</u></p> <p><u>七 許認可等土地表示図</u></p> <p><u>八 参考資料として必要な図面</u></p> <p><u>九 その他必要と認められる図面</u></p> <p>（申請図書の作成）</p> <p><u>第144条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）</u></p>	<p>参考資料をあわせて作成するものとする。</p> <p>（事前審査用資料の提出）</p> <p><u>第128条 受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。</u></p> <p>（本申請図書の提出）</p> <p><u>第129条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指</u></p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</u></p> <p>（<u>裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成方法</u>）</p> <p>第145条 <u>裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別紙「事業認定申請図書等作成業務実施要領」により作成するものとする。</u></p> <p><u>一 裁決申請書（案）</u></p> <p><u>二 事業計画書</u></p> <p><u>三 法第40条第1項第2号関係書類</u></p> <p><u>四 規則第17条第2号イに定める書面</u></p> <p><u>五 規則第17条第3号に定める書面</u></p> <p><u>六 法第36条に定める土地調書（案）</u></p> <p><u>七 起業地の位置を表示する図面</u></p> <p><u>八 起業地及び事業計画を表示する図面</u></p> <p><u>九 土地調査に添付する実測平面図</u></p> <p><u>十 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>2 <u>明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別紙「事業認定申請図書等作成業務実施要領」により作成するものとする。</u></p> <p><u>一 明渡裁決申立書（案）</u></p> <p><u>二 法第47条の3第1項第1号関係書類</u></p> <p><u>三 規則第17条の6第1号に定める書面</u></p> <p><u>四 規則第17条の6第2号に定める書面</u></p> <p><u>五 法第36条に定める物件調書（案）</u></p> <p><u>六 物件調書に添付する図面</u></p>	<p>示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。</p> <p>（<u>裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出</u>）</p> <p>第130条 <u>裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。</u></p> <p>（新規）</p>

『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p data-bbox="116 228 602 256"><u>七 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p data-bbox="450 323 736 352" style="text-align: center;"><b>第16章 検 証</b></p> <p data-bbox="98 373 203 402">（検 証）</p> <p data-bbox="85 422 1106 738">第148条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第24条第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。</p> <p data-bbox="85 759 1106 836">2 第3章から前章まで定める業務について、前項の検証業務は、<u>管理技術者</u>が行うものとする。</p>	<p data-bbox="1487 323 1774 352" style="text-align: center;"><b>第16章 検 証</b></p> <p data-bbox="1140 373 1245 402">（検 証）</p> <p data-bbox="1126 422 2170 738">第133条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。</p> <p data-bbox="1126 759 2170 836">2 第3章から前章まで定める業務について、前項の検証業務は、<u>主任技術者</u>が行うものとする。</p>



『用地調査等共通仕様書』新旧対照表

用地調査等共通仕様書

新（令和元年10月改定版）		旧（平成30年10月版）
第1号様式の2		
業務組織計画	管理技術者氏名： 業務従事者氏名： 協力者氏名（名称）： （再委託業務の内容： ） 監督職員氏名：	
打合せ計画	打合せ回数 回（着工時、中間、成果物納入時、その他）	
品質確保計画	社内検査体制： 安全管理体制： その他：	
成果物の 内容、部数	部 数： 成果物の構成： （添付図書種別等）	
適用基準等		
連絡体制 （緊急時）	連絡先： （緊急時： ）	
その他		
38		

# 工損調査共通仕様書

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、<u>契約担当者をいう。（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）</u></p> <p>二 「受注者」とは、<u>工損調査等業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>三 「地盤変動影響調査」とは、工損調査等のうち山口県土木建築部の工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じるおそれのあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p>四 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>五 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>六 「監督職員」とは、<u>契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</u></p> <p>七 「総括監督員」とは、<u>統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに工損調査等業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p>八 「主任監督員」とは、<u>主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>一 「地盤変動影響調査」とは、工損調査等のうち山口県土木建築部の工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じるおそれのあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p>二 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>三 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>四 「監督職員」とは、<u>受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した職員をいう。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p>九 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>十 「検査職員」とは、工損調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査当たって契約書第30条第2項に基づき検査を行う職員をいう。</p> <p>十一 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>十二 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>十三 「契約書」とは、別冊業務委託契約書をいう。</p> <p>十四 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>十五 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>十六 「数量総括表」とは、工損調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p>	<p>(新規)</p> <p>五 「検査職員」とは、発注者の命を受け工損調査等の成果品の完了検査においてを行う職員をいう。</p> <p>六 「主任技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは事業損失部門に登録された補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の会員台帳における事業損失部門に登録されている正会員で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認められた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>十七 「現場説明書」とは、工損調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工損調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>十八 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>十九 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工損調査等業務の遂行に必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。</u></p>	<p>七 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、工損調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p>
<p><u>二十 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、工損調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十一 「報告」とは、監督職員に対し、工損調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p>	<p>九 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</p>
<p><u>二十二 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た工損調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十三 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</u></p>	<p>八 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取扱い等について合議することをいう。</p>
<p><u>二十四 「照査」とは、受注者が、工損調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十五 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が工損調査等業務の完了を確認することをいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十六 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十七 「協力者」とは、受注者が工損調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄</u></p>	<p>十 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。</p> <p><u>二十九</u> 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p><u>（監督職員）</u></p> <p><u>第4条 監督職員は、契約書に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。</u></p> <p><u>（管理技術者）</u></p> <p><u>第5条 受注者は、工損調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理技術者は、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは事業損失部門に登録された補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の会員台帳における事業損失部門に登録されている正会員で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項である</u></p>	<p>所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。</p> <p><u>十一</u> 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>が、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</u></p> <p><u>4 管理技術者は、第3章から第4章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>（照査技術者）</u></p> <p><u>第6条 受注者は、仕様書等の定めにより工損調査等業務における照査技術者を定める場合は、発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、業務の節目毎の成果及び成果品の内容について照査技術者による照査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 照査技術者は、山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領に定める要件を満たす者でなければならない。</u></p> <p><u>4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p><u>（業務従事者）</u></p> <p><u>第7条 受注者は、<u>管理技術者</u>の管理の下に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</u></p>	<p></p> <p>（新規）</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第4条 受注者は、<u>主任技術者</u>の管理の下に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>（再委託）</u></p> <p><u>第8条 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、工損調査等業務における総合的 企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</u></p> <p><u>2 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p><u>3 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、工損調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い工損調査等業務を実施しなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 工損調査等の基本的処理方法</b></p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第9条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 工損調査等は権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 工損調査等の基本的処理方法</b></p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第5条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 工損調査等は権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>五 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、工損調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>六 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>七 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>八 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認められたときにはこの限りでない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>九 受注者は、工損調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い工損調査等業務を実施しなければならない。</p>
<p><u>(業務の着手)</u></p>	
<p>第10条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に工損調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が工損調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(書類提出)</u></p>	
<p>第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及び</p>	<p>(新規)</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>その他現場説明の際に指定した書類を除く。</u></p> <p><u>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。</u></p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</u></p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>（打合せ等）</u></p> <p><u>第12条 工損調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</u></p> <p><u>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 工損調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互</u></p>	<p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>に確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努めるものとする。</u></p> <p><u>※「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう</u></p> <p>（作業計画の策定）</p> <p>第<u>14</u>条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定し、契約締結後<u>14</u>日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。</p> <p><u>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>一 業務概要</u></p> <p><u>二 実施方針</u></p> <p><u>三 業務工程</u></p> <p><u>四 業務組織計画</u></p> <p><u>五 打合せ計画</u></p> <p><u>六 成果品の品質を確保するための計画</u></p> <p><u>七 成果品の内容、部数</u></p> <p><u>八 使用する主な図書及び基準</u></p> <p><u>九 連絡体制（緊急時を含む。）</u></p> <p><u>十 使用する主な機器</u></p> <p><u>十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画</u></p> <p><u>十二 その他</u></p>	<p>（作業計画の策定）</p> <p>第<u>7</u>条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定し、契約締結後<u>7</u>日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。</p> <p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、第1項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</u></p> <p>（監督職員の指示等）</p> <p>第15条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、<u>管理技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>（検査）</p> <p>第23条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、<u>管理技術者及び監督員の求めに応じて照査技術者</u>を立ち会わせるものとする。</p> <p>（修補）</p> <p><u>第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</u></p> <p><u>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</u></p> <p><u>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</u></p> <p>（条件変更等）</p> <p>第25条 <u>契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</u></p> <p><u>2 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、業務打合せ簿によるものとする。</u></p>	<p>（新規）</p> <p>2 受注者は、<u>前項</u>の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p> <p>（監督職員の指示等）</p> <p>第8条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、<u>主任技術者</u>を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>（検査）</p> <p>第16条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、<u>主任技術者</u>を立ち会わせるものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>（守秘義務）</u></p> <p><u>第26条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p><u>二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。</u></p> <p><u>三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。</u></p> <p><u>五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。</u></p> <p><u>六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p><u>（個人情報の取扱い）</u></p> <p><u>第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、工損調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理の</u></p>	<p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>ために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（安全等の確保）</u></p> <p><u>第28条 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、工損調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、工損調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</u></p> <p><u>一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</u></p> <p><u>二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、屋外で行う工損調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）	旧（平成30年10月版）
<p><u>（行政情報流出防止対策の強化）</u></p> <p><u>第29条 受注者は、工損調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第14条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、工損調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）</u></p> <p><u>第30条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。</u></p> <p><u>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p><u>（保険加入の義務）</u></p> <p><u>第31条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

『工損調査共通仕様書』新旧対照表

工損調査共通仕様書

新（令和元年10月改定版）

工損第1号様式の1

作業計画書

令和 年( 年) 月 日

契約担当者

様

受注者 住所  
氏名

印

次のとおり作業計画書を作成したので、業務委託契約書第3条第1項の定めにより提出します。

業務名称		業務期間	自 令和 年 月 日										
業務場所	地内		至 令和 年 月 日										
業務概要	業務内容： 対象物件概要：												
業務方針	業務実施方針：												
業務工程表													
月日 工程種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

旧（平成30年10月版）

工損第1号様式

作業計画書

平成 年( 年) 月 日

契約担当者

様

受注者 住所  
氏名

印

次のとおり作業計画書を作成したので、業務委託契約書第3条第1項の定めにより提出します。

業務名称		業務期間	自 平成 年 月 日										
業務場所	地内		至 平成 年 月 日										
月日 工程種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

